

事業承継 対策シート

認知症対策編



安心して事業を引き継ぐために

—おさえておきたい基礎知識—

✓ 認知症のリスク

年齢を重ねるごとに認知症のリスクは増加します。高齢化の進む日本では、これからさらに認知症を患う方が増えることが予測されています。

2030年には、65歳以上の人口の20.4%（約5人に1人）が認知症を患っていることを予測する研究報告があります（日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究 研究代表者二宮利治）。

✓ 経営者が判断力を失うと…

認知症などで判断力を失うと、契約や遺言などの法律行為が一切できなくなります。自分で理解や判断ができず、有効な意思表示をすることができないからです。民法では、判断力のない人が行った法律行為は無効とされています。

経営者が判断力を失った場合、経営に支障が出る場合があります。例えば、多数の株式を持つ社長が判断力を失った場合、社長の株式の議決権を行使することができなくなり、会社の重要な決定が行えなくなります。社長が会社の取引や融資の契約を行うこともできなくなります。個人事業主も、新たな融資を受けるといった契約をすることができなくなります。

また、経営者が判断力を失うと、事業を承継するための対策もとれなくなってしまいます。そうなれば、後継者は、経営者の相続と遺産の分割を待つことしかできません。後継者は、事業を承継できるのか不安な日々を送ることになってしまいます。

✓ お元気なうちに早めの事業承継対策を！

経営者が判断力を失うことで困るのは後継者だけではなく、経営に支障が出れば、従業員、顧客、仕入先、金融機関など多くの関係者が困ってしまいます。

経営者は、後継者や事業を支えてくれている関係者のためにも、元気で判断力がしっかりしているうちに、早めの事業承継対策をとっておく必要があります。

1. 親族内承継の主な対策



贈与・売買

贈与や売買によって、後継者に、自社株式や事業用の資産を移転しておくことが考えられます。経営者がお元気なうちに、後継者に確実に自社株式や事業用資産を承継させる方法として活用されています。

贈与は、財産を無償で相手に与える契約のことで、贈与には、贈与税、不動産取得税などの税が関係するため、事前に税の負担を検討しておくべきです。また、贈与した財産の価値や時期などによっては、相続が発生した時に、他の相続人から後継者に対して遺留分を主張されることがあるため、事前に遺留分についても検討することが望まれます。

売買は、財産を相手に渡し、相手から代金を支払ってもらう契約です。売買の場合は、適切な代金であれば遺留分の問題は生じません。もっとも、自社株式や事業用資産が高額な場合、代金をどのように準備するかが課題となります。また、売り渡す財産の価値が上がっている場合など、売主に譲渡所得税が生じることがありますので、事前の税負担の検討が望まれます。

遺言

遺言書を作成することで、ご自身が亡くなった時に、ご自身の財産を誰にどのように分配するかをあらかじめ決めることができます。後継者が自社株式や事業用資産を取得できるように、事業承継対策として遺言書を作成することが考えられます。

遺言には、公正証書遺言や自筆証書遺言などの種類があります。

公正証書遺言は、公証人という専門家が関与して作成するため、無効となるリスクが低く、安全性の高い遺言です。作成時に公証人からアドバイスを受けることもできます。遺言書の原本を公証人が保管してくれるため、紛失や改ざん・破棄などのおそれがありません。作成費用はかかりますが、事業承継対策では自筆証書遺言よりも公正証書遺言がおすすめです。

自筆証書遺言は、遺言の全文、日付、氏名を自分で書き、印鑑を押して作成する遺言です。自分が遺言を作りたいと思ったときに手軽に作成することができます。ただし、遺言の要式を満たさずに無効となるおそれや、紛失・改ざん・破棄などのリスクがあります。自筆証書遺言には、法務局の遺言書保管所で遺言を保管してもらえる制度があります。自筆証書遺言を作成する場合は、保管制度の活用を検討しましょう。

民事信託

民事信託とは、自分の信頼できる人に財産を託し、その財産の管理や移転・処分を行ってもらう制度です。家族に財産を託す場合は家族信託と呼ばれます。信託をした人が認知症などで判断力を失っても、信託財産は信託を受けた人が管理などを行えるため、経営者の認知症対策になります。

また、民事信託は比較的自由的な設計が可能で、財産権の承継方法も決めておくことができます。

例えば、自社株式や事業用資産を後継者に信託して、管理してもらい、最終的には後継者が財産権を承継する信託にすることが考えられます。

もっとも、民事信託は、その制度自体の理解が難しい面がありますし、柔軟な設計ができる分、複雑な判断が求められます。民事信託を活用する場合は、司法書士や弁護士といった専門家に相談することをおすすめします。

また、信託の設定の仕方によって、贈与税や相続税などの税が関係するため、事前に税負担の検討をしておく必要があります。

任意後見制度

認知症の事前対策として、任意後見制度の利用が考えられます。

任意後見は、事前に判断力が衰えた場合に備えて、本人の代わりに財産管理や法律行為を行ってくれる人（任意後見人）を契約で決めておくものです。代わりに行ってもらう内容も契約で決めておきます。

任意後見の契約は、任意後見人になってくれる人と公正証書で締結する必要があります。

将来、判断力が衰えた時には、裁判所に任意後見人を監督する人（任意後見監督人）を選任してもらい、任意後見人はその監督を受けながら、本人の代わりに財産管理や法律行為を行います。

任意後見のメリットは、自分で任意後見人になる人を選べること、代わりに行ってもらう内容を柔軟に設定できることなどにあります。後に紹介する法定後見制度に比べて、ご本人の意思を実現しやすい制度といえます。

後継者を任意後見人を選び、株主権の行使や事業用資産の管理などを代わりに行ってもらうように設定しておくことが考えられます。

2. 親族内に後継者がいない場合の対策



M & A (会社や事業の譲渡)

親族内に後継者候補がない場合、会社や事業を第三者に譲渡するという選択肢もあります。近年、中小企業や個人事業主のM & Aの件数は増加しています。

M & Aには、事業価値の評価、事業の磨き上げ、

引継ぎ先候補の探索、秘密保持契約の締結、基本合意書の締結、事業や財務、法務などの調査の実施、譲渡契約書の締結など、難しい判断が求められる場面が多くあります。そのため、経営者だけでM & Aを行うことは難易度が高いと思われます。

M & Aをお考えになったら、当センターや専門家にご相談ください。

3. 対策をしないまま判断力を失った場合の最終手段



成年後見制度

法律で定められた成年後見の制度には、後見、保佐、補助の3つの種類がありますが、ここでは後見の概要をご説明します。

後見は、判断力を欠く方について、裁判所が後見人を選任して、ご本人を保護する制度です。後見開始の申立ては、ご本人、配偶者、四親等内の親族などが行うことができます。

裁判所から選ばれた後見人は、ご本人の財産を管理し、財産に関する法律行為を代わりに行います。

また、後見人は、ご本人を守るために、ご本人が行った法律行為（日常生活に関する行為を除きます）を取り消すことができます。

後見は判断力を失った方を保護するための重要な制度ですが、ご家族の意向を反映した柔軟な運用は難しい面があります。

まず、裁判所が後見人を選任しますので、後見人にご家族が選ばれるとは限りません。司法書士や弁護士、社会福祉士などの第三者が選ばれることがあります。特に、親族間で紛争がある場合や多額の資産をお持ちの場合、第三者から後見人が選ばれることがあります。

また、第三者の後見人は、ご本人の財産を守るという観点から判断を行う傾向にあります。例えば、ご本人の自社株式や事業用資産を後継者に贈与したり、会社の借入のためにご本人の不動産に抵当権を設定したりすることは、ご本人の財産を減少させたり、減少させるリスクがあるため、それらを行うことは難しい傾向にあります。

さらに、後見人がご本人の居住用不動産について売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定などを行う場合は、裁判所の許可が必要とされています。

監修弁護士からのアドバイス



最近、経営者の方の認知症に関するご相談が増えていると感じています。よくあるご相談が、社長の認知症が進んで意思疎通が難しくなっているというものです。社長が会社の株式の大多数を持っていて、代表取締役にもなっているケースが多いです。後継予定者の方や社長のご親族が、会社の将来に不安を感じ、ご相談にいらっしゃるのです。

社長は自分の意思を表示することが難しい状態なので、株主として会社の重要な決定を行ったり、代表取締役として会社の手続を行ったりすることができません。会社経営に支障の生じるおそれがある状況です。また、株式を社長から後継予定者の方に集約することもできません。後継予定者の方は、社長が亡くなった後に、他の相続人と遺産分割を行い、株式の取得を試みることになります。

このようなご相談をいただく度に、社長がお元気なうちにご相談をお受けできていたらと強く感じます。

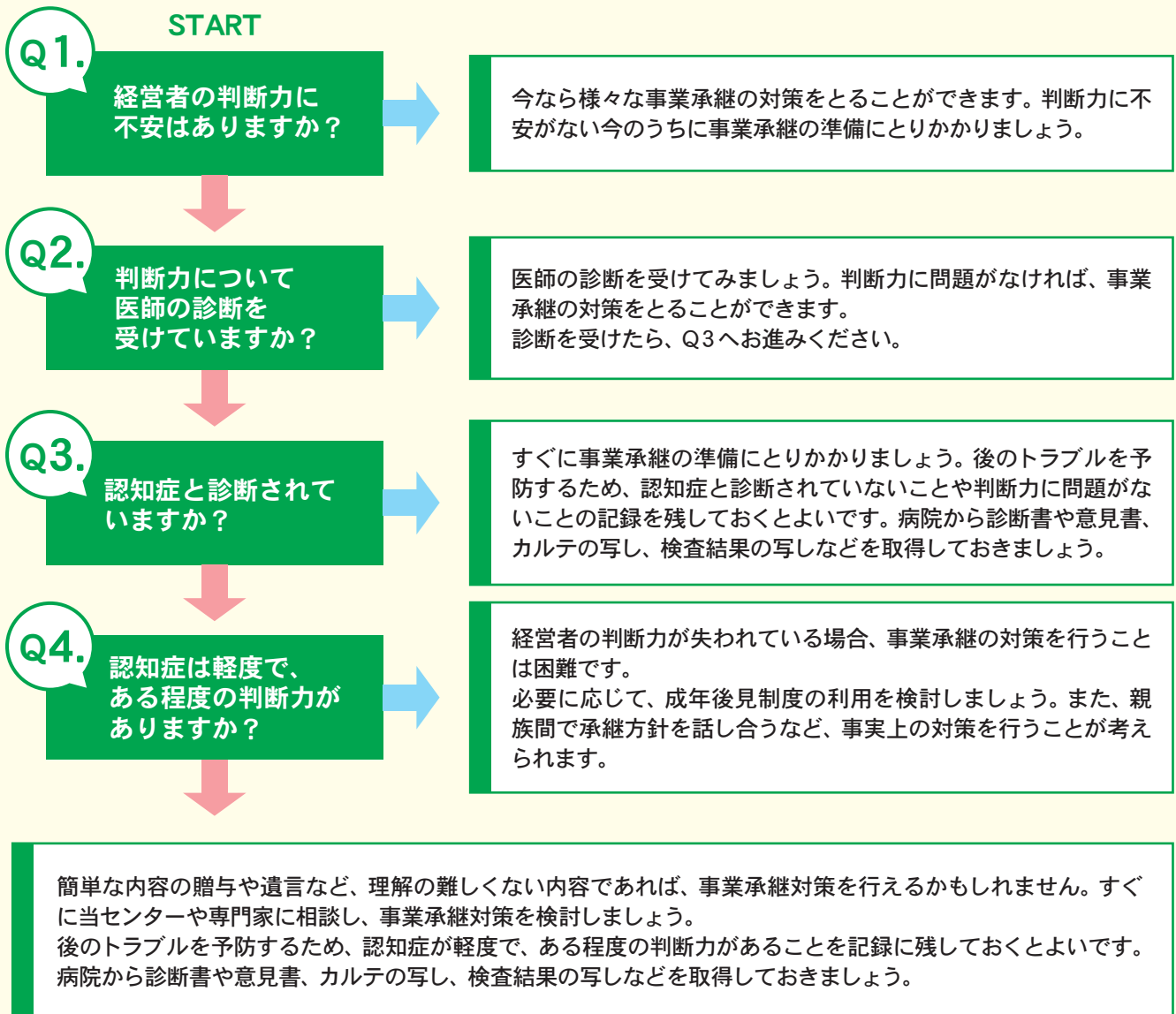
ご相談のタイミングは、早すぎるくらいで丁度よいと思います。このシートをご覧になった今こそ、ご相談いただく時かもしれません。経営者の方がお元気なうちに、是非、事業承継・引継ぎ支援センターや専門家にご相談ください。



正岡法律事務所
弁護士 / 中小企業診断士
正岡 諭

現状把握チャート

YES  NO 



大分県

事業承継・引継ぎ支援センター

相談
無料

秘密
厳守

円滑な事業承継のためには、早めの対策が重要です。

国は、公的相談窓口として、全国48ヶ所に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。

大分県内の中小企業、個人事業者の皆さまは、「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」をご利用ください。専任のスタッフが、秘密厳守でご相談を承っております。

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館5階

TEL 097-585-5010 [受付時間：平日 9:00～17:00]

電子メール contact@oita-hikitsugi.go.jp

ホームページ：https://www.oita-hikitsugi.go.jp

